

(仮称) 南側公園用地整備事業 基本協定書 (案)

館林市（以下「市」という。）と認定計画提出者の代表構成員たる●●●●並びに構成員たる●●●●及び●●●●（以下総称して「事業者」という。）は、次のとおり、（仮称）南側公園用地整備事業（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、「館林市サイクリングターミナル指定管理者募集要項及び（仮称）南側公園用地公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）に定められたとおりとする。

(趣旨)

第1条 本協定は、本事業の円滑な実施のため、市及び事業者の義務等の基本的な事項を定めるものである。

(責務)

第2条 市及び事業者は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 事業者は、公募設置等指針に従い事業者が市に提出した公募設置等計画及び付随する一切の書類（以下「公募設置等計画等」という。）を基に、市のほか、必要に応じて関係機関等と協議を行う。
- 3 市及び事業者は、事業における官民の役割やリスク分担、費用負担、公募対象公園施設の設置・管理運営、特定公園施設の設計・建設・市への譲渡、その他の条件等を明確にした本事業に関わる実施協定（以下「実施協定」という。）を締結する。
- 4 事業者は、本事業の実施に関して必要となる、議会等への説明等に使用する資料作成等の市が求める協力を行う。
- 5 市は、必要に応じ事業者が実施する会議等に参加し、事業者が求める本事業の説明等の協力を行う。
- 6 事業者は、第2項に規定する協議、前項に規定する説明等により受けた意見及び館林市サイクリングターミナル指定管理者選定等委員会からの意見や基本設計の結果等を踏まえ、必要に応じて公募設置等計画等の一部変更等（以下「変更行為」とい

う。)の対応を行い、変更した公募設置等計画等を市に提出し承認を得る。

7 市は、前項で承認した公募設置等計画等について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6の規定に基づき、当該公募設置等計画等が適当である旨の認定を行う。

（リスク分担等）

第3条 本事業におけるリスク分担の考え方は以下のとおりとする。なお、リスク分担に疑義がある場合、またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、館林市と事業者が協議の上、負担者を決定する。

<リスク分担の考え方>

リスクの種類	内 容		リスク負担者	
			市	事業者
法令変更	事業者が行う建設・管理運営業務に影響のある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	事業者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合			○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ			○
金利	設置等予定者決定後の金利変動			○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業	公募対象公園施設		○
		特定公園施設 (建設に係る事項)	協議事項	
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期		○	
	事業者の責任による中止・延期			○
	事業者の事業放棄・破綻			○
申請コスト	申請費用の負担			○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			○

施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	市の責による運営費の増大	協議事項	
	市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	市の事由による協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	事業者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	大規模イベント時等、市の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク		○

(構成団体の離脱) **※共同事業者の場合のみ記載**

第4条 構成団体の一が本事業から離脱した場合であっても、事業者は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

2 構成団体の一が本事業から離脱したことによって市に損害が発生した際は、事業者は、当該損害の全てを市に対して賠償しなければならない。

(実施協定)

第5条 市と事業者は、本事業の実施に向けての協議を経て、実施協定を締結するものとする。

2 実施協定は、令和●●年●月●●日までに締結するものとする。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たに期限を定めるも

のとする。

3 前項の規定により新たな期限を定めようとする場合は、市又は事業者は、相手方に対して令和●●年●●月●●日までに申し出なければならない。

4 市と事業者は、実施協定締結後も、本事業の円滑かつ確実な実施のため、相互協力しなければならない。

(実施協定不調の場合における処理)

第6条 実施協定の締結に至らなかった場合における費用（市又は事業者が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本協定を解除するために要した費用）については、本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。

(事業者による解除)

第7条 事業者は、やむを得ないと判断される事由により、本事業を実施できなくなった場合においては、市と協議の上、認定計画提出者の地位を辞退し、本協定を解除することができる。

2 事業者は、前項の規定により認定計画提出者の地位を辞退し、本協定を解除しようとするときは、令和●●年●●月●●日（第5条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに市に対してその旨を申し出なければならない。

3 事業者は、第1項の規定により本協定が解除された場合であって、前項に定める期日までに、設置等予定者の地位を辞退し、本協定を解除する旨の申出をしなかったときは、市に対して違約金を支払わなければならない。

4 前項の違約金の額は、金●●●,●●●円とする。なお、市に生じた損害が前項に規定する違約金の額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(強制解除)

第8条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、本協定を解除するものとする。

- (1) 本事業の予算について館林市議会において否決されたとき。
- (2) 館林市サイクリングターミナル指定管理者指定について館林市議会において否決されたとき。

(市による解除)

第9条 次に掲げる場合は、市は、事前に事業者へ通知し、及び事業者と協議することなく、事業者の認定計画提出者の地位を解消し、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）までに実施協定が締結されない場合
- (2) 事業者が、令和●年●月●日（第5条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに変更行為を完了できない場合（市が実施協定の締結に支障がないと認めた場合を除く。）
- (3) 事業者が、第10条の規定に違反した場合で、市が本事業の実施に支障があると認める場合
- (4) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1号又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定した場合
- (5) 事業者又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）場合
- (6) 前2号に規定するもののほか、事業者又はその役員若しくは使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになった場合
- (7) 事業者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、

個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。(以下この号において同じ。)であると認められる場合

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められる場合

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合

(8) 事業者が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てを受けた場合

2 前項に掲げる場合により、事業者の認定計画提出者の地位が解消され、本協定が解除された場合は、事業者は、市に対して違約金を支払わなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合であつて事業者の帰責事由によらない場合は、この限りでない。

3 違約金の額は、金●●●,●●●円とする。なお、市に生じた損害が前項に規定する違約金の額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第 10 条 市及び事業者は、本事業に関して相手方から秘密情報として取得した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、事業者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、又は市が館林市情報公開条例（昭和 61 年条例第 33 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。なお、開示する場合には、開示に先立ち相手方にその旨の連絡を行うものとする。

(協定の変更)

第 11 条 本協定の変更は、市と事業者の書面による合意により行うものとする。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定において定める協定期間の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条、次条及び第 14 条の規定の効力は、本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

(協議等)

第 13 条 本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本協定は、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関し訴訟等が生じたときは、市の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、市及び事業者がそれぞれ記名押印の上、市及び事業者が各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

館林市城町1番1号

館林市

館林市長 多田 善宏

代表構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名